

(仮称)セントラルパーク整備事業 環境影響評価書 要約版



平成 31 年 3 月
さいたま市

1.都市計画対象事業の目的

さいたま市では、「見沼田圃の保全・活用・創造」を主要施策のひとつに位置付け、その実現に向けて「さいたま市見沼田圃基本計画」をはじめとする市の計画に掲げる施策を推進しています。

(仮称)セントラルパーク整備事業についても、その施策のひとつに位置付けられており、見沼田圃の自然を再生し、自生する貴重な植物や希少な野生生物の保護に努め、市民のオアシスとなる緑の拠点の形成を目指すと同時に、大規模災害時には、さいたま新都心周辺の広域防災・医療拠点を補完するオープンスペースを確保することを目的に整備するものです。

2.都市計画決定権者の氏名及び対象事業の名称等

○都市計画決定権者の氏名及び所在地

名 称：さいたま市
代表者：さいたま市長 清水 勇人
所在地：埼玉県さいたま市浦和区
常盤 6 丁目 4 番 4 号

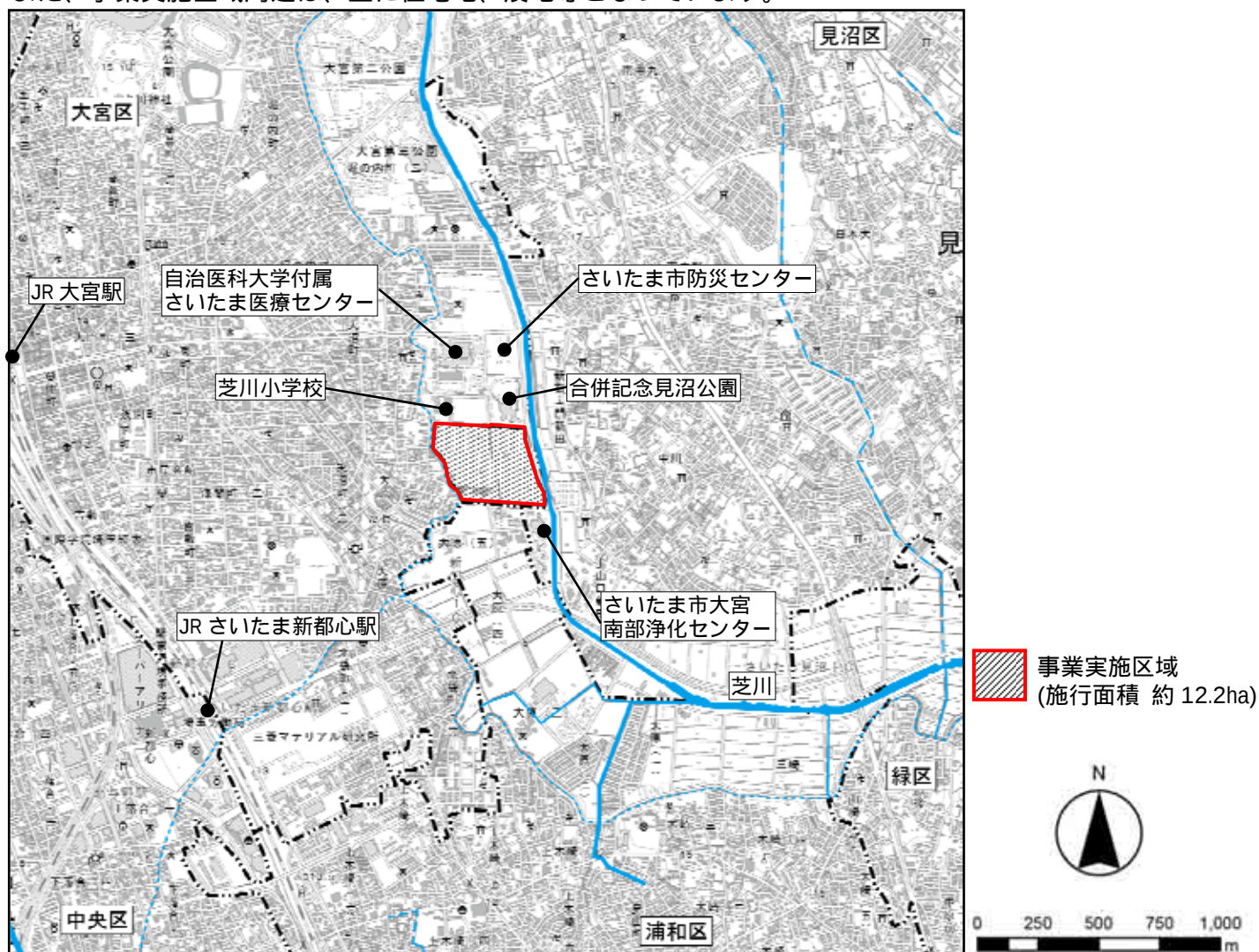
○都市計画対象事業の名称及び種類

名 称：(仮称)セントラルパーク整備事業
種 類：公園の建設
該当地域：B 地域

(自然環境への配慮が特に求められる地域に近接または隣接している区域)

3.都市計画対象事業の実施区域

本事業の実施区域(以下「事業実施区域」という。)は、埼玉県さいたま市大宮区天沼町 2 丁目地内に位置し、事業実施区域の現況は、主に農地、住宅地、事業所として利用されている平坦な地形となっています。また、事業実施区域周辺は、主に住宅地、農地等となっています。



本書に掲載した地図のうち、2万5千分の1の地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平30情複、第1432号)

4.都市計画対象事業の概要

○平面計画



○緑地計画の考え方

見沼田圃の南北の水域のネットワーク維持や二次谷戸の小水系を再生するために、見沼代用水を活用した小水路や湿地、池のビオトープ整備を行い、多様な水生生物やトンボ類等の生息を可能としていきます。

芝川の東側と見沼代用水の西側の斜面林をつなぐネットワークを形成するために、東西方向に連続した樹林地を整備し、昆虫や鳥類の生息地や移動経路となるようにしていきます。

低湿地や水辺のビオトープ整備とともに、ヤナギ林やハンノキ林の湿性林を創出し、ミドリシジミ等の生息を可能としていきます。

樹林地の縁辺部に自然草地を創出し、ギンイチモンジセセリ等の生息を可能としていきます。

○事業工程

項目	年	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降～
環境影響評価					事後調査
事業着手					

*1.評価書時点における工程であり、今後の事業計画の策定及び関係機関との協議により変更する可能性があります。

5.環境影響評価（環境影響評価の項目の選定）

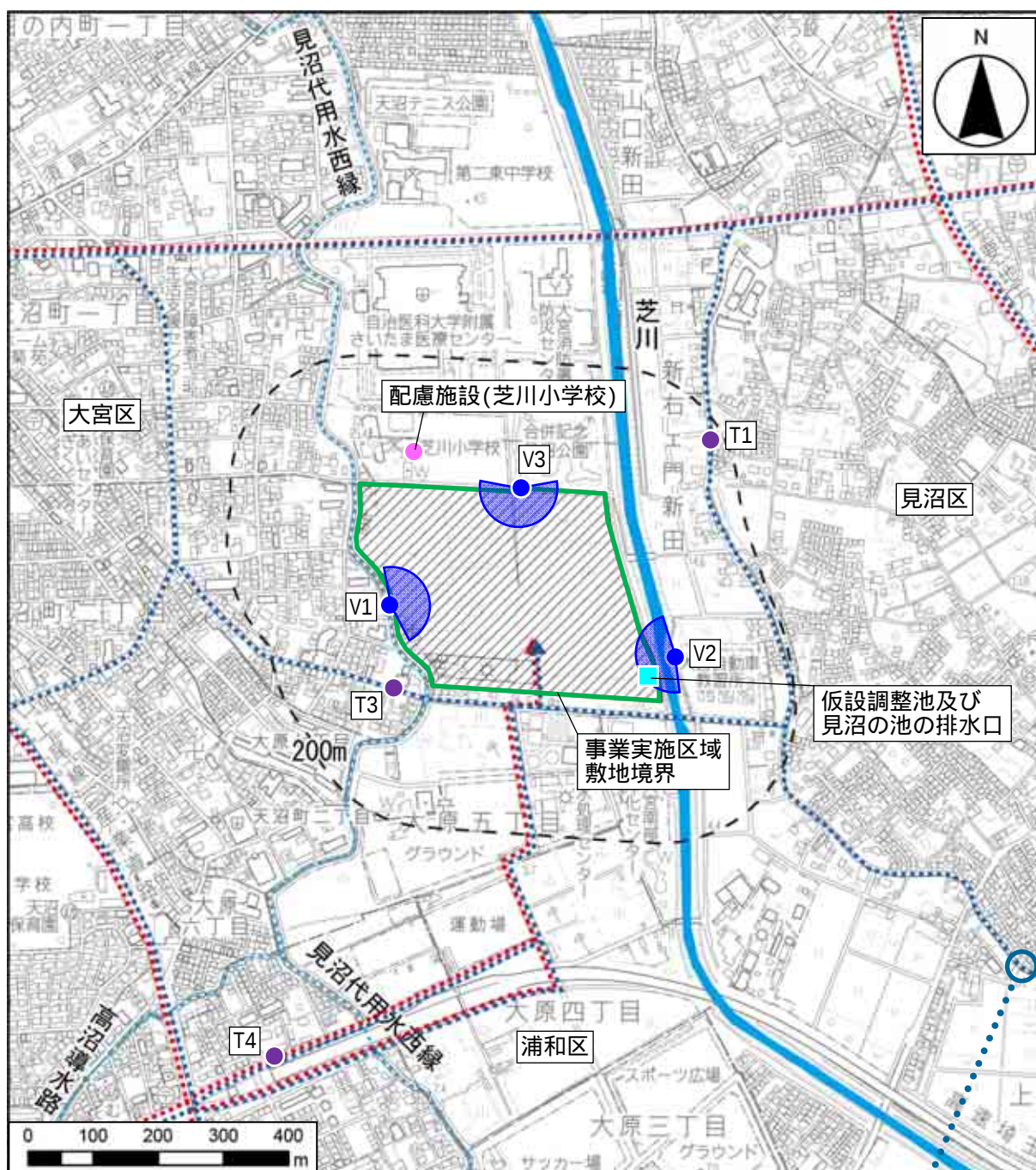
環境影響評価の項目は、事業特性、地域特性を踏まえて 15 項目を選定しました。

区分		公園の建設 *1					
		工事			存在・供用		
環境影響要因の区分		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	敷地及び施設の存在	施設の供用	自動車交通の発生
評価項目							
大気質	二酸化窒素及び窒素酸化物	○	○				○
	二酸化硫黄又は硫黄酸化物						
	浮遊粒子状物質						
	炭化水素						
	粉じん		○ ×	○	×		
騒音・低周波音	騒音	○	○			○ ×	○
振動	振動	○	○				○
水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量				○	
		浮遊物質		○			
		窒素及び燐					
		水素イオン濃度					
		溶存酸素量					
		その他の生活環境項目					
水象	河川等の流量、流速及び水位						
地象	土地の安定性			×	×		
	地形及び地質(保存すべき地形及び地質を含む)						
	表土の状況及び生産性				○		
動物	保全すべき種						
植物	保全すべき種						
	保全すべき植生及び群落						
	緑の量						
生態系	地域を特徴付ける生態系						
景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)						
	眺望景観						
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場						
史跡・文化財 *2	指定文化財等				○ ×		
	埋蔵文化財				○ ×		
廃棄物等	廃棄物			○		○	
	残土			○			
	雨水及び処理水					○ ×	
温室効果ガス等	温室効果ガス					×	
コミュニティ	コミュニティ施設等						
地域交通	自動車交通		○				○
	バス等の公共交通						
	歩行者・自転車交通						
安全 *2	危険物等の安全性の確保					×	

*1.さいたま市環境影響評価技術指針において、○：標準的に選定する項目、：事業特性、地域特性により選定する項目、上記を踏まえて本事業において、：選定した項目、×：選定しなかった項目

*2.「史跡・文化財」は、事業実施区域内には文化財等が存在しない、「安全」は、施設の供用時に危険物等を取り扱わないため、評価項目の対象外としました。

6. 予測位置図



凡例



事業実施区域



建設機械及び資材運搬等の車両の主な走行ルート



自動車交通の発生箇所



大気質、騒音、振動予測地点(事業実施区域の敷地境界)



大気質、騒音予測地点(配慮施設位置)



大気質、騒音、振動予測地点(沿道環境)



大気質・粉じん(降下ばいじん)予測地点



水質・水象予測地点(排水口)

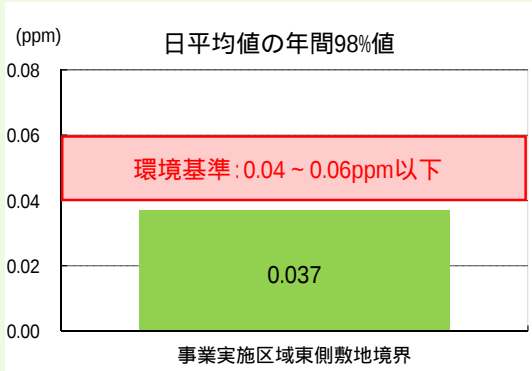
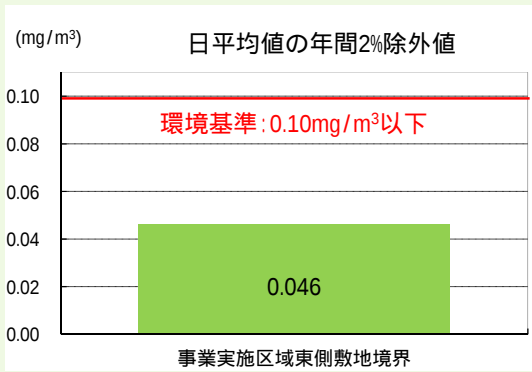
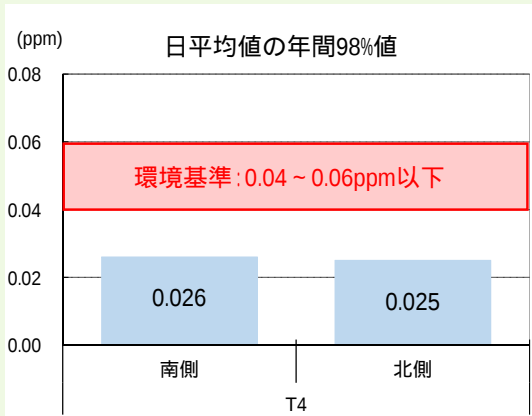
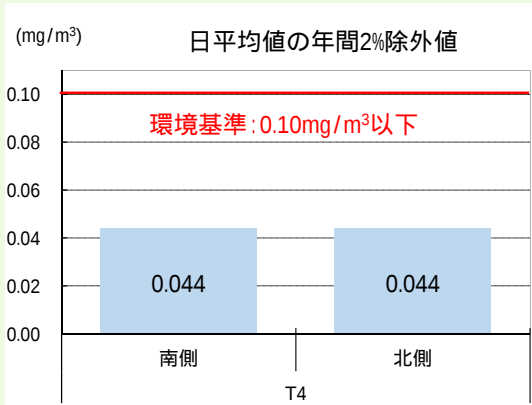


動物、植物、生態系予測範囲



景観予測地点

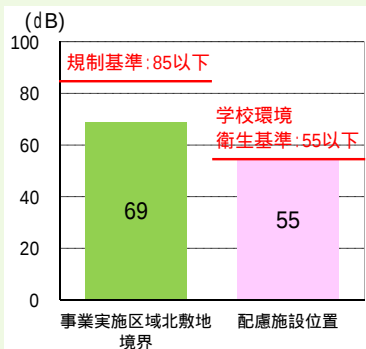
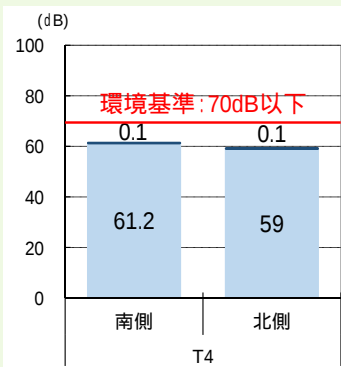
7. 予測・評価結果等の概要（大気質）

項目	予測・評価	環境の保全のための措置
大気質	【建設機械の稼働に伴う大気質への影響】 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、建設機械の稼働に伴う大気質への影響の低減に努める。 以上より、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 基準、目標との整合の観点 建設機械の稼働に伴う最大付加濃度出現地点における将来濃度(日平均値)は、二酸化窒素で0.037ppm、浮遊粒子状物質で0.046mg/m³と予測され、整合を図るべき基準等を満たしている。 以上より、建設機械の稼働に伴う大気質の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。	・建設機械は、排出ガス対策型建設機械の使用に努める。 ・建設機械のアイドリングストップの指導を徹底する。 ・建設機械の不要な空ぶかしは行わないように徹底する。 ・計画的かつ効率的な工事工程を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。
	【資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響】 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響の低減に努める。 以上より、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 基準、目標との整合の観点 資材運搬等の車両の走行に伴う将来濃度(日平均値)は、二酸化窒素で0.025～0.026ppm、浮遊粒子状物質で0.044mg/m³と予測され、整合を図るべき基準等を満たしている。 以上より、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。	・低排出ガス規制適合車を使用するとともに、効率的な車両の運行管理により車両走行の集中化を避ける。 ・規制速度での走行や過積載の防止、アイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
	【建設機械の稼働に伴う大気質への影響】 [二酸化窒素]  日平均値の年間98%値 環境基準: 0.04～0.06ppm以下 0.037 事業実施区域東側敷地境界 [浮遊粒子状物質]  日平均値の年間2%除外値 環境基準: 0.10mg/m³以下 0.046 事業実施区域東側敷地境界	【資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響】 [二酸化窒素]  日平均値の年間98%値 環境基準: 0.04～0.06ppm以下 0.026 0.025 南側 北側 T4 [浮遊粒子状物質]  日平均値の年間2%除外値 環境基準: 0.10mg/m³以下 0.044 0.044 南側 北側 T4

7.予測・評価結果等の概要（大気質）

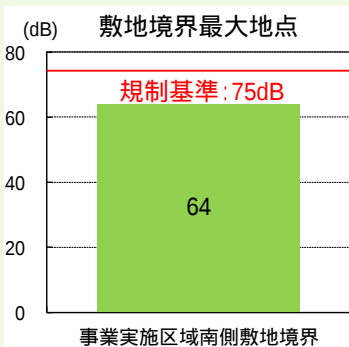
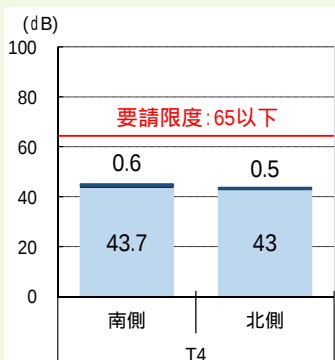
項目	予測・評価	環境の保全のための措置
大気質	【造成等の工事に伴う大気質への影響】 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、造成等の工事に伴う粉じん影響の低減に努める。 以上より、造成等の工事に伴う粉じんの影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 基準、目標との整合の観点 造成工事等に伴う降下ばいじん量は、1.1～4.4t/km²/月と予測され、整合を図るべき基準等を満たしている。 以上より、造成工事等に伴う大気質の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。	・ 工事中の散水やカバーシートの使用等により、造成裸地からの粉じんの飛散を低減する。 ・ 造成箇所や資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、造成工事に伴う粉じんの飛散を防止する。 ・ 必要に応じて造成地をシートにより被覆し、裸地からの粉じんの飛散を防止する。
	【自動車交通の発生に伴う大気質への影響】 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、関係車両の走行に伴う大気質への影響の低減に努める。 以上より、自動車交通の発生に伴う大気質への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 基準、目標との整合の観点 自動車交通の発生に伴う将来濃度(日平均値及び3時間平均値)は、二酸化窒素で0.025～0.027ppm、浮遊粒子状物質で0.044mg/m³、非メタン炭化水素は0.22ppmCと予測され、整合を図るべき基準等を満たしている。 以上より、自動車交通の発生に伴う大気質の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。	・ 公園利用者へ規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転を呼び掛ける。 ・ 公共交通機関の利用を推進する。 ・ シェアサイクルの利用を推進する。
	【造成等の工事に伴う大気質への影響】 [粉じん] (t/km²/月) 降下ばいじん量 参考値: 10t/km²/月以下 4.4 春 夏 秋 冬 春 夏 秋 冬 春 夏 秋 冬 春 夏 秋 冬 春 夏 秋 冬 No.1 No.2 No.3 No.4 No.5 No.6 No.7 No.8	【自動車交通の発生に伴う大気質への影響】 [二酸化窒素] (ppm) 日平均値の年間98%値 環境基準: 0.04～0.06ppm以下 0.027 0.027 0.026 0.026 0.026 0.026 0.026 0.025 西側 東側 南側 北側 南側 北側 南側 北側 T1 T2 T3 T4
	[浮遊粒子状物質] (mg/m³) 日平均値の年間2%除外値 環境基準: 0.10mg/m³以下 0.044 0.044 0.044 0.044 0.044 0.044 0.044 0.044 西側 東側 南側 北側 南側 北側 南側 北側 T1 T2 T3 T4	[非メタン炭化水素] (ppmC) 午前6時から午前9時までの3時間平均値 指針値: 0.20～0.31ppmC以下 0.22 0.22 0.22 0.22 0.22 0.22 0.22 0.22 西側 東側 南側 北側 南側 北側 南側 北側 T1 T2 T3 T4

7. 予測・評価結果等の概要（騒音・低周波音）

項目	予測・評価	環境の保全のための措置
騒音・低周波音	【建設機械の稼働に伴う騒音の影響】 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、建設機械の稼働に伴う騒音の影響の低減に努める。 以上より、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 基準、目標との整合の観点 事業実施区域の東側敷地境界での騒音レベル(L_{A5})は最大69dB、配慮施設位置での等価騒音レベル(L_{Aeq})は建設機械の稼働時の最大値で55dBと予測され、整合を図るべき基準等を満たしている。 以上より、建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。	- 建設機械の稼働台数の低減を図るとともに、建設機械の集中稼働を避けるなど、効率的な稼働を図り、騒音の発生低減に努める。 - 低騒音型、超低騒音型の建設機械の使用に努める。 - 建設機械の整備、点検を徹底する。 - 工事範囲の周囲に遮音壁を兼ねた高さ 3m の鋼製仮囲いを設ける。また、必要に応じて仮囲いの上に高さ 2m の防音シートを設ける。
	【資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響】 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響の低減に努める。 以上より、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 基準、目標との整合の観点 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音レベルは 59.1 ～ 61.3dB と予測され、整合を図るべき基準等を満たしている。 以上より、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。	- 資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運行計画を十分に検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように努める。 - 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 - 資材運搬等の不必要な空ぶかしを行わないように徹底する。 - 資材運搬等の車両の整備・点検を徹底する。
	【自動車交通の発生に伴う騒音の影響】 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、自動車交通の発生に伴う騒音の影響の低減に努める。 以上より、自動車交通の発生に伴う騒音の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 基準、目標との整合の観点 自動車交通の発生に伴う騒音レベルは 59.1 ～ 68.2dB と予測され、一部の予測地点で整合を図るべき基準等を満たしていない。ただし、騒音レベルの増加分は 0.1 ～ 0.3dB であり、影響の変化は軽微であるといえる。 以上より、自動車交通の発生に伴う騒音の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が概ね図られていると評価する。	- 公園利用者へ規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転を呼び掛ける。 - 公共交通機関の利用を推進する。 - シェアサイクルの利用を推進する。
	【建設機械の稼働に伴う騒音の影響】 【騒音レベル(L_{A5}),(L_{Aeq})]  事業実施区域北敷地境界 69 配慮施設位置 55	【資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響】 【騒音レベル(L_{Aeq})] * 1  南側 61.2 北側 59 T4

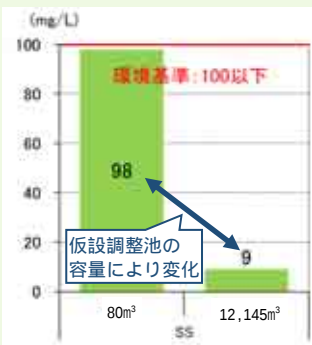
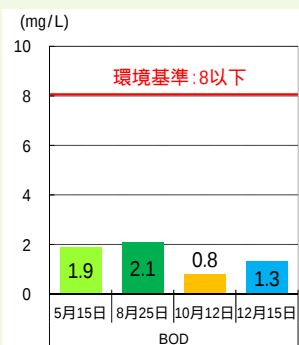
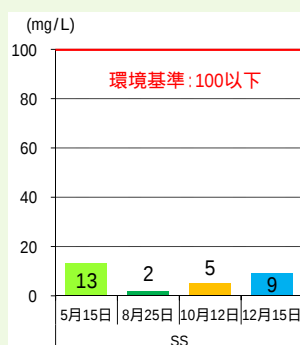
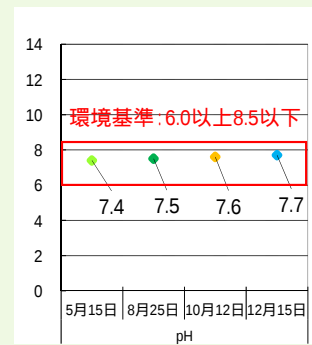
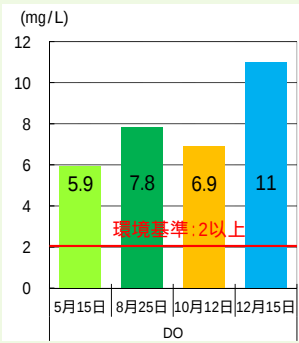
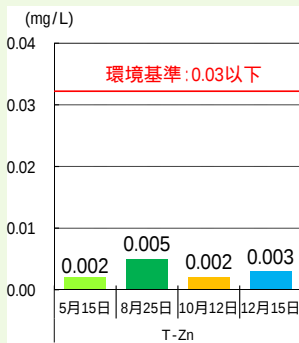
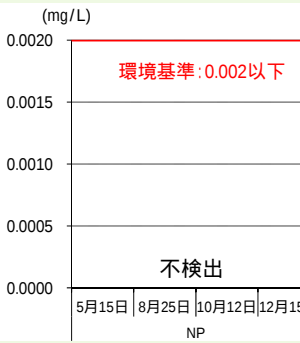
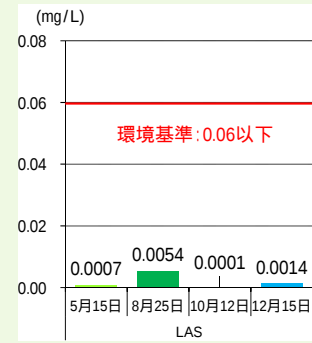
*1. グラフ中の下段は現況値、上段は事業による増加分を示し、現況値 + 増加分 = 予測値となる。

7.予測・評価結果等の概要（振動）

項目	予測・評価	環境の保全のための措置
振動	【建設機械の稼働に伴う振動の影響】 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、建設機械の稼働に伴う振動の影響の低減に努める。 以上より、建設機械の稼働に伴う振動の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 基準、目標との整合の観点 事業実施区域の南側敷地境界での振動レベル(L₁₀)は最大64dBと予測され、整合を図るべき基準等を満たしている。 以上より、建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。	- 建設機械の稼働台数の低減を図るとともに、建設機械の集中稼働を避けるなど、効率的な稼働を図り、振動の発生低減に努める。 - 低振動型建設機械の使用に努める。 - 建設機械の整備、点検を徹底する。
	【資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響】 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響の低減に努める。 以上より、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 基準、目標との整合の観点 資材運搬等の車両の走行に伴う振動レベルは43.5～44.3dBと予測され、整合を図るべき基準等を満たしている。 以上より、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。	- 資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運行計画を十分に検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように努める。 - 資材運搬等の車両の整備・点検を徹底する。
	【自動車交通の発生に伴う振動の影響】 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、自動車交通の発生に伴う振動の影響の低減に努める。 以上より、自動車交通の発生に伴う振動の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 基準、目標との整合の観点 自動車交通の発生に伴う振動レベルは昼間42.2～52.1dB、夜間42.1～52.1dBと予測され、整合を図るべき基準等を満たしている。 以上より、自動車交通の発生に伴う騒音の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。	- 公園利用者へ規制速度での走行など適切な運転を呼び掛ける。 - 公共交通機関の利用を推進する。 - シェアサイクルの利用を推進する。
	【建設機械の稼働に伴う振動の影響】 [振動レベル(L₁₀)]  敷地境界最大地点 規制基準: 75dB 64 事業実施区域南側敷地境界	【資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響】 [振動レベル(L₁₀)] * 1  (dB) 100 80 60 40 20 0 要請限度: 65以下 0.6 0.5 43.7 43 南側 北側 T4

*1.グラフ中の下段は現況値、上段は事業による増加分を示し、現況値 + 増加分 = 予測値となる。

7. 予測・評価結果等の概要（水質）

項目	予測・評価	環境の保全のための措置																																							
水質	【造成等の工事による水質への影響】 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、造成等の工事による水質への影響の低減に努める。 以上より、造成等の工事による水質への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 基準、目標との整合の観点 工事中における仮設調整池の設置により、仮設調整池排水口における浮遊物質量の予測結果は、3mm/hの降雨量に対し、仮設調整池の容量により、9～98mg/Lと予測され、整合を図るべき基準等を満たしている。また、水素イオン濃度についても現況で整合を図るべき基準等を満たしていること、右に示す環境の保全のための措置を講じることから整合を図るべき基準等を満たしている。 以上より、造成等の工事による水質への影響の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。	・ 仮設調整池の容量は 80m³ 以上を確保する。 ・ 工事中に発生する濁水については、仮設調整池を設置し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を事業実施区域外に放流する。 ・ 造成箇所は、速やかに転圧等を行い、降雨による土砂流出を防止する。 ・ 必要に応じて仮土堤、板柵等を設置し、事業実施区域外への土砂流出を防止する。 ・ 必要に応じて、pH 調整を行う。 ・ コンクリート製品はできる限り二次製品を使用する。																																							
	【施設の供用に伴う水質への影響】 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、施設の供用に伴う水質への影響の低減に努める。 以上より、施設の供用に伴う水質への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 基準、目標との整合の観点 現況の合併記念見沼公園の排水が整合を図るべき基準等を満たしていること、右に示す環境の保全のための措置を講じることから水質に係る整合を図るべき基準等を満たしていると予測される。 以上より、施設の供用に伴う水質への影響の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。	・ 池の水を長時間滞留させない計画とする。 ・ ヨシ等の植物により水質を浄化させる。																																							
	【造成等の工事による水質への影響】	【施設の供用に伴う水質への影響】*1																																							
	【浮遊物質量】  <table border="1"><caption>【浮遊物質量】 (mg/L)</caption><thead><tr><th>仮設調整池容量</th><th>浮遊物質量 (mg/L)</th></tr></thead><tbody><tr><td>80m³</td><td>98</td></tr><tr><td>12, 145m³</td><td>9</td></tr></tbody></table>	仮設調整池容量	浮遊物質量 (mg/L)	80m ³	98	12, 145m ³	9	【生物化学的酸素要求量】  <table border="1"><caption>【生物化学的酸素要求量】 (mg/L)</caption><thead><tr><th>日付</th><th>BOD (mg/L)</th></tr></thead><tbody><tr><td>5月15日</td><td>1.9</td></tr><tr><td>8月25日</td><td>2.1</td></tr><tr><td>10月12日</td><td>0.8</td></tr><tr><td>12月15日</td><td>1.3</td></tr></tbody></table> 【浮遊物質量】  <table border="1"><caption>【浮遊物質量】 (mg/L)</caption><thead><tr><th>日付</th><th>SS (mg/L)</th></tr></thead><tbody><tr><td>5月15日</td><td>13</td></tr><tr><td>8月25日</td><td>2</td></tr><tr><td>10月12日</td><td>5</td></tr><tr><td>12月15日</td><td>9</td></tr></tbody></table> 【水素イオン濃度】  <table border="1"><caption>【水素イオン濃度】</caption><thead><tr><th>日付</th><th>pH</th></tr></thead><tbody><tr><td>5月15日</td><td>7.4</td></tr><tr><td>8月25日</td><td>7.5</td></tr><tr><td>10月12日</td><td>7.6</td></tr><tr><td>12月15日</td><td>7.7</td></tr></tbody></table>	日付	BOD (mg/L)	5月15日	1.9	8月25日	2.1	10月12日	0.8	12月15日	1.3	日付	SS (mg/L)	5月15日	13	8月25日	2	10月12日	5	12月15日	9	日付	pH	5月15日	7.4	8月25日	7.5	10月12日	7.6	12月15日	7.7			
仮設調整池容量	浮遊物質量 (mg/L)																																								
80m ³	98																																								
12, 145m ³	9																																								
日付	BOD (mg/L)																																								
5月15日	1.9																																								
8月25日	2.1																																								
10月12日	0.8																																								
12月15日	1.3																																								
日付	SS (mg/L)																																								
5月15日	13																																								
8月25日	2																																								
10月12日	5																																								
12月15日	9																																								
日付	pH																																								
5月15日	7.4																																								
8月25日	7.5																																								
10月12日	7.6																																								
12月15日	7.7																																								
【溶存酸素量】  <table border="1"><caption>【溶存酸素量】 (mg/L)</caption><thead><tr><th>日付</th><th>DO (mg/L)</th></tr></thead><tbody><tr><td>5月15日</td><td>5.9</td></tr><tr><td>8月25日</td><td>7.8</td></tr><tr><td>10月12日</td><td>6.9</td></tr><tr><td>12月15日</td><td>11</td></tr></tbody></table>	日付	DO (mg/L)	5月15日	5.9	8月25日	7.8	10月12日	6.9	12月15日	11	【全亜鉛】  <table border="1"><caption>【全亜鉛】 (mg/L)</caption><thead><tr><th>日付</th><th>T-Zn (mg/L)</th></tr></thead><tbody><tr><td>5月15日</td><td>0.002</td></tr><tr><td>8月25日</td><td>0.005</td></tr><tr><td>10月12日</td><td>0.002</td></tr><tr><td>12月15日</td><td>0.003</td></tr></tbody></table> 【ノニルフェノール】  <table border="1"><caption>【ノニルフェノール】 (mg/L)</caption><thead><tr><th>日付</th><th>NP (mg/L)</th></tr></thead><tbody><tr><td>5月15日</td><td>不検出</td></tr><tr><td>8月25日</td><td>不検出</td></tr><tr><td>10月12日</td><td>不検出</td></tr><tr><td>12月15日</td><td>不検出</td></tr></tbody></table> 【直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩】  <table border="1"><caption>【直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩】 (mg/L)</caption><thead><tr><th>日付</th><th>LAS (mg/L)</th></tr></thead><tbody><tr><td>5月15日</td><td>0.0007</td></tr><tr><td>8月25日</td><td>0.0054</td></tr><tr><td>10月12日</td><td>0.0001</td></tr><tr><td>12月15日</td><td>0.0014</td></tr></tbody></table>	日付	T-Zn (mg/L)	5月15日	0.002	8月25日	0.005	10月12日	0.002	12月15日	0.003	日付	NP (mg/L)	5月15日	不検出	8月25日	不検出	10月12日	不検出	12月15日	不検出	日付	LAS (mg/L)	5月15日	0.0007	8月25日	0.0054	10月12日	0.0001	12月15日	0.0014
日付	DO (mg/L)																																								
5月15日	5.9																																								
8月25日	7.8																																								
10月12日	6.9																																								
12月15日	11																																								
日付	T-Zn (mg/L)																																								
5月15日	0.002																																								
8月25日	0.005																																								
10月12日	0.002																																								
12月15日	0.003																																								
日付	NP (mg/L)																																								
5月15日	不検出																																								
8月25日	不検出																																								
10月12日	不検出																																								
12月15日	不検出																																								
日付	LAS (mg/L)																																								
5月15日	0.0007																																								
8月25日	0.0054																																								
10月12日	0.0001																																								
12月15日	0.0014																																								

*1. グラフ中の日付は合併記念見沼公園における平成 29 年の採水日を示す。

7. 予測・評価結果等の概要（水象、地象、動物）

項目	予測・評価	環境の保全のための措置
水象	【造成等の工事による水象への影響】 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、造成等の工事による水象への影響の低減に努める。 以上より、造成等の工事による水象への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。	・ 工事中の流出雨水は、仮設調整池等に導き、一定時間経過後、事業実施区域外に放流する。 ・ 造成箇所は、できる限り速やかに緑化等を行い、できる限り雨水の流出を防止する。
	【施設の供用に伴う水象への影響】 回避・低減の観点 本事業では、見沼の池に仮設調整池としての機能を持たせること、パークプロムナードには浸透側溝を設置することで、河川流量等への影響の低減に努める。 以上より、施設の供用に伴う水象への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。	-
地象	【存在・供用による地象への影響】 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、存在・供用による地象への影響の低減に努める。 以上より、存在・供用により地象への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。	・ 事業実施区域内の表土は、工事中は仮置き場等にて保管し、造成後の覆土等に用いる。 ・ 盛土材料には、事業実施区域内の切土発生土を用いる。 ・ 地盤改良は公園内や建築物の安定性を保つ必要のある最小限の範囲とし、緑化等の整備に影響の無い深さ、もしくは、地盤改良後は影響の無いような覆土厚を確保する。 ・ 地盤改良後は必要に応じて排水の pH 管理を行う。
動物	【工事及び存在・供用による動物への影響】 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、工事及び存在・供用による動物への影響の低減に努める。 以上より、工事及び存在・供用により動物への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。	・ 「騒音・低周波音」、「振動」、「水質」、「水象」、「地象」に示す環境の保全のための措置を実施する。 ・ 段階的な土工事の実施、生息環境の創出として見沼の池等の造成を先行するなどの工事計画の検討により、生息環境の急激な変化や分断による影響を低減する。
	【主な保全すべき動物】 《哺乳類・タヌキ》  《鳥類・アオサギ》  《爬虫類・両生類・クサガメ》  《魚類・マルタ》  《昆虫類・ハネナガイナゴ》  《底生動物・テナガエビ》 	

7. 予測・評価結果等の概要（植物、生態系）

項目	予測・評価	環境の保全のための措置
植物	【工事及び存在・供用による植物への影響】 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、工事及び存在・供用による植物への影響の低減に努める。 また、事業実施区域に生育するミゾコウジュの生育地は消失するおそれがあるが、代償措置を講じ、個体の保全を図ることとする。 以上より、工事及び存在・供用により植物への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。	・「水質」、「水象」、「地象」、「動物」に示す環境の保全のための措置を実施する。 ・ミゾコウジュは移植等を実施することにより個体の保全を図る。
	[主な保全すべき植物] 《植物相・ミゾコウジュ》《植物群落・アカメヤナギ群落》  	

項目	予測・評価	環境の保全のための措置
生態系	【工事及び存在・供用による生態系への影響】 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、工事及び存在・供用による生態系への影響の低減に努める。 以上より、工事及び存在・供用により生態系への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。	・「騒音・低周波音」、「振動」、「水質」、「水象」、「地象」、「動物」に示す環境の保全のための措置を実施する。
	[着目種] 《上位性・イタチ》  《上位性・アオサギ》  《典型性・ムクドリ》  《典型性・アズマモグラ》  《典型性・モツゴ》  《典型性・ボラ》  《典型性・アカメヤナギ群落》  《典型性・オギ群落》  《特殊性・該当なし》	

7. 予測・評価結果等の概要（ 景観、 自然とのふれあいの場）

項目	予測・評価	環境の保全のための措置
	【存在・供用による景観への影響】 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、存在・供用による景観への影響の低減に努める。 以上より、存在・供用による景観への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。	・事業実施区域西側の常緑・落葉混交林の植栽にあたっては、圧迫感の軽減に配慮して、常緑樹と落葉樹を出来る限り偏りの無い配置や適切な密度とする。
景観	[主要な眺望景観] V1 《現況》 《供用時》 (フォトモンタージュ) 	
	V2 《現況》 《供用時》 (フォトモンタージュ) 	
	V3 《現況》 《供用時》 (フォトモンタージュ) 	
	V4 《現況》 《供用時》 (フォトモンタージュ) 	
	V5 《現況》 《供用時》 (フォトモンタージュ) 	
	V6 《現況》 《供用時》 (フォトモンタージュ) 	

項目	予測・評価	環境の保全のための措置
自然とのふれあいの場	【工事及び存在・供用による自然とのふれあいの場への影響】 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、工事及び存在・供用による自然とのふれあいの場への影響の低減に努める。 以上より、工事及び存在・供用により自然とのふれあいの場への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。	・「大気質」、「騒音・低周波音」、「地域交通」に示す環境の保全のための措置を実施する。

7. 予測・評価結果等の概要（廃棄物等、温室効果ガス等、コミュニティ、地域交通）

項目	予測・評価	環境の保全のための措置
廃棄物等	【造成等の工事に伴う廃棄物等】 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、造成等の工事に伴う廃棄物等の排出抑制、再使用及び再生利用に努める。 以上より、造成等の工事に伴う廃棄物等の排出抑制、再使用及び再生利用は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り図られていると評価する。	・工事に伴い発生する廃棄物等については、分別を徹底し、「建設リサイクル推進計画 2015(関東地域版)」の平成 30 年度目標値を踏まえて再資源化及び再生利用の促進を図るとともに、再生利用が困難なものについては専門業者に委託し、適切に処理を行う。 ・場外へ搬出する建設残土については、受入機関等が定めている物理性状や化学性状に係る土質の受入れ基準との適合を確認したうえで場外搬出することとし、他事業による造成や建設現場での埋め戻し等のほか、工事間利用を推進し、「建設リサイクル推進計画 2015(関東地域版)」の平成 30 年度の目標値を踏まえて有効利用を図る。
	【施設の供用に伴う廃棄物等】 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、施設の供用に伴う廃棄物等の排出抑制、再使用及び再生利用に努める。 以上より、施設の供用に伴う廃棄物等の排出抑制、再使用及び再生利用は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り図られていると評価する。	・施設の供用に伴い発生する廃棄物については、使用削減と再生利用可能品の分別回収を徹底し、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図る。また、保管施設については、廃棄物保管場所等を適切に設置する。
温室効果ガス等	【工事に伴う温室効果ガス等】 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、工事に伴う温室効果ガス等の排出抑制等に努める。 以上より、工事に伴う温室効果ガス等の排出抑制等は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り図られていると評価する。	・建設機械の機種適正化 ・低燃費型建設機械の使用 ・効率的な工法、施工の実施による場内移動の低減等 ・低燃費車両の使用 ・資材調達の適正化による運搬頻度、距離の低減等
	【存在・供用に伴う温室効果ガス等】 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、存在・供用に伴う温室効果ガス等の排出抑制等に努める。 以上より、存在・供用に伴う温室効果ガス等の排出抑制等は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り図られていると評価する。	・様々なコミュニケーション施策や適切な情報提供、啓発活動により、環境負荷の少ない移動手段の選択や意識の自発的な行動を促すことで二酸化炭素の排出量の削減に努める。 ・公園管理者の車両は低燃費型・低公害型の車両を使用する。
コミュニティ	【工事及び存在・供用によるコミュニティへの影響】 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、工事及び存在・供用によるコミュニティ施設等への影響の低減に努める。 以上より、工事及び存在・供用によりコミュニティ施設等への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。	・「大気質」、「騒音・低周波音」、「地域交通」に示す環境の保全のための措置を実施する。
地域交通	【資材運搬等の車両の走行に伴う地域交通への影響】 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、資材運搬等の車両の走行に伴う地域交通への影響の低減に努める。 以上より、資材運搬等の車両の走行に伴う地域交通への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。	・効率的な車両の運行管理により車両走行の集中化を避ける。 ・工事関係者の通勤については、公共交通機関の利用に努める。 ・歩行者等の安全を確保するため、工事区域の出入口等の要所に、必要に応じて交通整理員を配置する。 ・工事車両の運転者への交通安全教育を行い、安全に十分注意して運転するよう指導を徹底する。
	【自動車交通の発生に伴う地域交通への影響】 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、自動車交通の発生に伴う地域交通への影響の低減に努める。 以上より、自動車交通の発生に伴う地域交通への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。	・公共交通機関の利用を推進する。 ・シェアサイクルの利用を推進する。 ・公園利用者へ規制速度での走行など適切な運転を呼び掛ける。

8. 事後調査（事後調査項目の選定）

調査、予測・評価結果を踏まえて、事後調査項目を選定しました。

項目			環境影響要因	事後調査 項目選定
大気質	窒素酸化物 (二酸化窒素、一酸化窒素、 窒素酸化物)	工事	建設機械の稼働	○
		存在・供用	資材運搬等の車両の走行	○
	浮遊粒子状物質	工事	自動車交通の発生	○
		存在・供用	建設機械の稼働	○
	炭化水素	工事	資材運搬等の車両の走行	○
		存在・供用	自動車交通の発生	○
騒音・ 低周波音	騒音	工事	造成等の工事	○
		存在・供用	建設機械の稼働	○
		存在・供用	資材運搬等の車両の走行	○
振動	振動	工事	自動車交通の発生	○
		存在・供用	建設機械の稼働	○
		存在・供用	資材運搬等の車両の走行	○
水質	公共 用水域 の水質	存在・供用	施設の供用	○
		工事	造成等の工事	○
		存在・供用	施設の供用	○
		存在・供用	施設の供用	○
		工事	造成等の工事	○
		存在・供用	施設の供用	○
		存在・供用	施設の供用	○
水象	河川等の流量、流速及び水位	存在・供用	施設の供用	○
		工事	造成等の工事	○
		存在・供用	敷地及び施設の使用	○
地象	地形及び地質(保全すべき地形及び地質を含む)	存在・供用	敷地及び施設の使用	○
	表土の状況及び生産性	存在・供用	敷地及び施設の使用	○
動物	保全すべき種	工事	建設機械の稼働	○
		存在・供用	資材運搬等の車両の走行	○
		存在・供用	造成等の工事	○
		存在・供用	敷地及び施設の使用	○
		存在・供用	施設の供用	○
植物	保全すべき種	工事	自動車交通の発生	○
		存在・供用	造成等の工事	○
		存在・供用	敷地及び施設の使用	○
	保全すべき植生及び群落	工事	施設の供用	○
		存在・供用	造成等の工事	○
		存在・供用	敷地及び施設の使用	○
生態系	地域を特徴づける生態系	存在・供用	施設の供用	○
		工事	造成等の工事	○
		存在・供用	敷地及び施設の使用	○
		存在・供用	施設の供用	○
		存在・供用	自動車交通の発生	○
景観	景観資源(自然的景観及び歴史的景観資源)	存在・供用	敷地及び施設の使用	○
	眺望景観	存在・供用	敷地及び施設の使用	○
自然との ふれあいの 場	自然とのふれあいの場	工事	建設機械の稼働	○
		存在・供用	資材運搬等の車両の走行	○
		存在・供用	造成等の工事	○
		存在・供用	敷地及び施設の使用	○
		存在・供用	施設の供用	○

8.事後調査（事後調査項目の選定）

項目		環境影響要因		事後調査項目選定
廃棄物等	廃棄物	工事	造成等の工事	○
		存在・供用	施設の供用	○
	残土	工事	造成等の工事	○
温室効果ガス等	温室効果ガス	工事	建設機械の稼働	○
			資材運搬等の車両の走行	○
		存在・供用	自動車交通の発生	○
コミュニティ	コミュニティ施設等	工事	建設機械の稼働	○
			資材運搬等の車両の走行	○
			造成等の工事	○
		存在・供用	敷地及び施設の使用 *1	×
			施設の供用 *1	×
地域交通	自動車交通	工事	資材運搬等の車両の走行	○
		存在・供用	自動車交通の発生	○
	バス等の公共交通機関	工事	資材運搬等の車両の走行	○
		存在・供用	自動車交通の発生	○
	歩行者・自転車交通	工事	資材運搬等の車両の走行	○
		存在・供用	自動車交通の発生	○

*1.コミュニティ施設等の利用者数に与える影響はなく、利用環境の快適性等に支障はないため、事後調査項目から除外しました。

9.事後調査（環境影響の程度が著しい場合の対応方針、事後調査書提出時期）

○事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果に基づき、予測及び評価の結果を検証し、事後調査の結果が予測結果と著しく異なり、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、その原因を究明するための調査等を行います。その結果、環境影響が本事業に起因すると判断される場合は、事業者が主体となり、必要に応じ関係機関及び専門家の助言・指導等を受けながら、速やかに適切な追加の環境の保全のための措置及び継続的な監視調査を検討し、実施します。

○事後調査書の提出時期

1.工事中の事後調査

大気質、騒音・低周波音、振動、水質、水象、自然とのふれあいの場、廃棄物等、温室効果ガス等、コミュニティ及び地域交通の環境の状況又は環境への負荷の状況は、事後調査の終了後から約 6 ヶ月経過後までに事後調査書を提出する予定です。なお、対象事業の実施状況及び環境の保全のための措置の実施状況については、工事期間中、適宜実施することから、供用時の事後調査とあわせて報告する予定です。

2.供用時の事後調査

供用開始から定常状態に達する 5 年～10 年程度経過後に事後調査書を提出する予定です。

10.お問合せ先

【事業者（都市計画決定権者）】・・・評価書や事業に関すること

〒330-9588 浦和区常盤六丁目 4 番 4 号

さいたま市 都市局 都市計画部 都市公園課 計画係

電話：048（829）1420 FAX：048（829）1979

【さいたま市環境影響評価担当部署】・・・環境影響評価の手続きに関すること

〒330-9588 浦和区常盤六丁目 4 番 4 号

さいたま市 環境局 環境共生部 環境対策課 環境審査係

電話：048（829）1332 FAX：048（829）1991

この冊子は 120 部作成し、1 部当たりの印刷経費は 549 円です。